

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	計画調整局開発調整部開発誘導課(福祉・ワンルーム担当) (06-6208-9319)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	建築物の整備基準に関する制限の緩和の認定
概要	建築主等は、建築物の新築・増築・用途変更等を計画する場合、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)、大阪府福祉のまちづくり条例(以下「府条例」という。)に定める基準に適合させる必要があります。府条例第11条又は第12条の規定により追加された用途又は規模の建築物で、構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ない、又は、条例の規定を適用する場合と同等以上と所管行政庁が認める場合、認定申請することで府条例第31条に基づく制限の緩和を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪府福祉のまちづくり条例第31条 https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1787/00391213/jourei_R3.10.1.pdf 大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200723.html 大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱施行基準 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200724.html
審査基準	○府条例第11条又は第12条の規定により追加された用途又は規模の建築物で、構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ない、又は、条例の規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる所管行政庁が認める場合、認定申請することで府条例第31条に基づく制限の緩和を受けることができます。 なお、バリアフリー法施行令で規定される基準に関しては、緩和措置を受けることができません。 ・第11条で追加された用途 共同住宅、老人ホーム、保育所、体育館、水泳場、自動車教習所、自動車修理工場など ・第12条で規定している対象規模 学校、病院、老人ホーム等 すべて 物販、飲食店等 200㎡以上 劇場、展示場等 500㎡以上 ホテル、公衆浴場等 1,000㎡以上
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課(福祉・ワンルーム担当)
提出時期	随時
提出方法	「大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱」に基づく認定申請書、「大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱施行基準」に基づく添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課(福祉・ワンルーム担当)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000053781.html
備考	